

第二次多摩六都緑化計画 概要版

平成 19 年 3 月

多摩北部都市広域行政圏協議会



みどりのネットワークが形成された
多摩六都をめざして

はじめに

第二次多摩六都緑化計画は、「緑と生活の共存圏」をめざした第二次多摩北部都市広域行政圏計画（2006(平成 18)年 3 月策定）に基づき、圏域 5 市が緑化政策を総合的に推進することを目的としています。そして、第二次多摩六都緑化計画で定めたみどりの将来像である「みどりのネットワークが形成された多摩六都」をめざして、「みどりの効果的な保全」「みどりの計画的な創出」「みどりの連携」「みどりづくりに関する協働」という取り組みを圏域 5 市が連携を図りながら進めていきます。

今後、「第二次多摩六都緑化計画」の推進に当たっては、国、東京都をはじめとする関係の方々のご指導とご支援をお願いしながら、緑化政策を実現していく主体となる圏域 5 市が努力することはもちろんですが、圏域市民、民間企業等の方々にも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます次第です。

平成 19 年 3 月

多摩北部都市広域行政圏協議会

「多摩六都」とは、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏の愛称である。

計画策定の主旨

多摩六都には、雑木林や屋敷林などの樹林地と農地が一体となった地域及び大規模な公園・緑地などの緑、河川や水路などの水辺に恵まれた自然（みどり）が残っており、これらは多摩六都の特徴となっております。

この多摩六都のみどりを保全・創出し、圏域市民が期待する豊かなみどりを活かした安全で快適な暮らしの実現に向けて、次の 4 つの主旨で策定しています。

- 1 多摩六都のみどりの保全と活用
- 2 みどりの拠点の整備
- 3 みどりの連携
- 4 みどりづくりに関する協働

計画策定の目的

「緑と生活の共存圏」をめざした第二次多摩北部都市広域行政圏計画（2006 年度～2015 年度）に基づき、圏域 5 市が緑化施策を総合的に推進することを目的として策定するものです。

計画の位置づけ

圏域 5 市が個別に策定した「緑の基本計画」を進めていくための指針として、広域的な取り組みの上位計画となるものです。

また、社会経済の動向を考慮しながら、多摩六都がめざすべきみどりに関する取り組みを長期的な展望にたって明確にするとともに、構成市が連携して、みどりづくりを進めていく基本となるものです。

計画の目標年次

本計画は、2006（平成 18）年度を初年度として、2015（平成 27）年度を目標年次としています。

また、圏域 5 市が個別に策定している緑の基本計画の上位計画となるものであり、2015（平成 27）年度以降の将来を見通した計画でもあります。

計画の目標

1 みどり率の現況値の確保

多摩六都のみどり率の現況値（36.5%）の確保をめざすとともに、みどりの持つ多様な機能を発揮させ、みどりの質の向上を図ります。

2 樹林地等の保全

多摩六都の特徴である雑木林や屋敷林などの樹林地、生産緑地をはじめとする農地の効果的な保全に努めます。

3 大規模公園の計画的な整備

圏域市民が集い、憩い、そして楽しめる大規模公園や水辺の計画的な整備を進めます。

4 圏域市民がみどりに親しめる散歩道の整備

道路の緑化や圏域市民がみどりに親しめる散歩道づくりを進めます。

5 協働によるみどりづくりの推進

緑化の意識の高揚を図り、圏域市民、企業、行政の協働によるみどりづくりを進めます。

多摩六都のみどりの現況

多摩六都のみどり率は36.5%であり、東京都が発表している区部の約24%（暫定値）に比べると約1.5倍多い値となっております。

	平成6年度	平成18年度
山林の面積	130.8ha	107.9ha (17.5%減少)
田・畑の面積	1,280.0ha	1,051.9ha (17.8%減少)
都の条例に基づく保全地域の指定状況	25.0ha	37.6ha (50.4%増加)
各市の樹林地の保全状況	45.5ha	30.0ha (34.1%減少)
市街化区域内農地の保全状況	1,316.0ha	1,034.7ha (21.4%減少)

多摩六都のみどりの特徴

多摩六都の地域的条件としての特徴は、「都心から近い上に、みどりが多い」ことですが、宅地開発などにもない、みどりの総量は減少傾向を示しております。

このような状況の中、現在の多摩六都のみどりの特徴は次のとおりです。

- 1 樹林地と農地が一体となったみどり
- 2 歴史街道沿のみどり
- 3 水辺と一体となったみどり
- 4 公園・緑地や大規模施設のみどり
- 5 緑道のみどり



水辺と一体となったみどり



屋敷林と農地が一体となったみどり



緑道のみどり - 1



公園・緑地や大規模施設のみどり

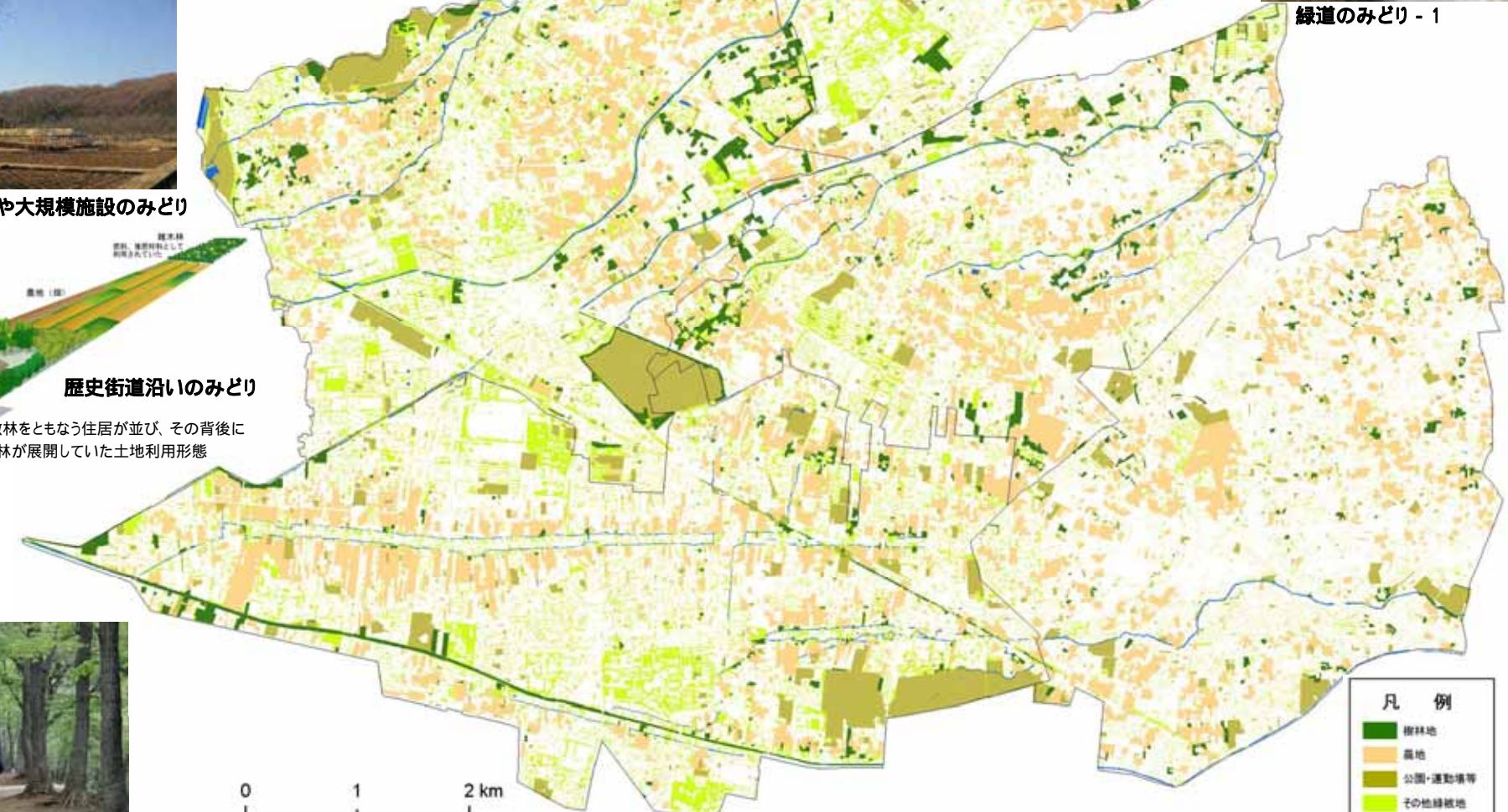


歴史街道沿のみどり

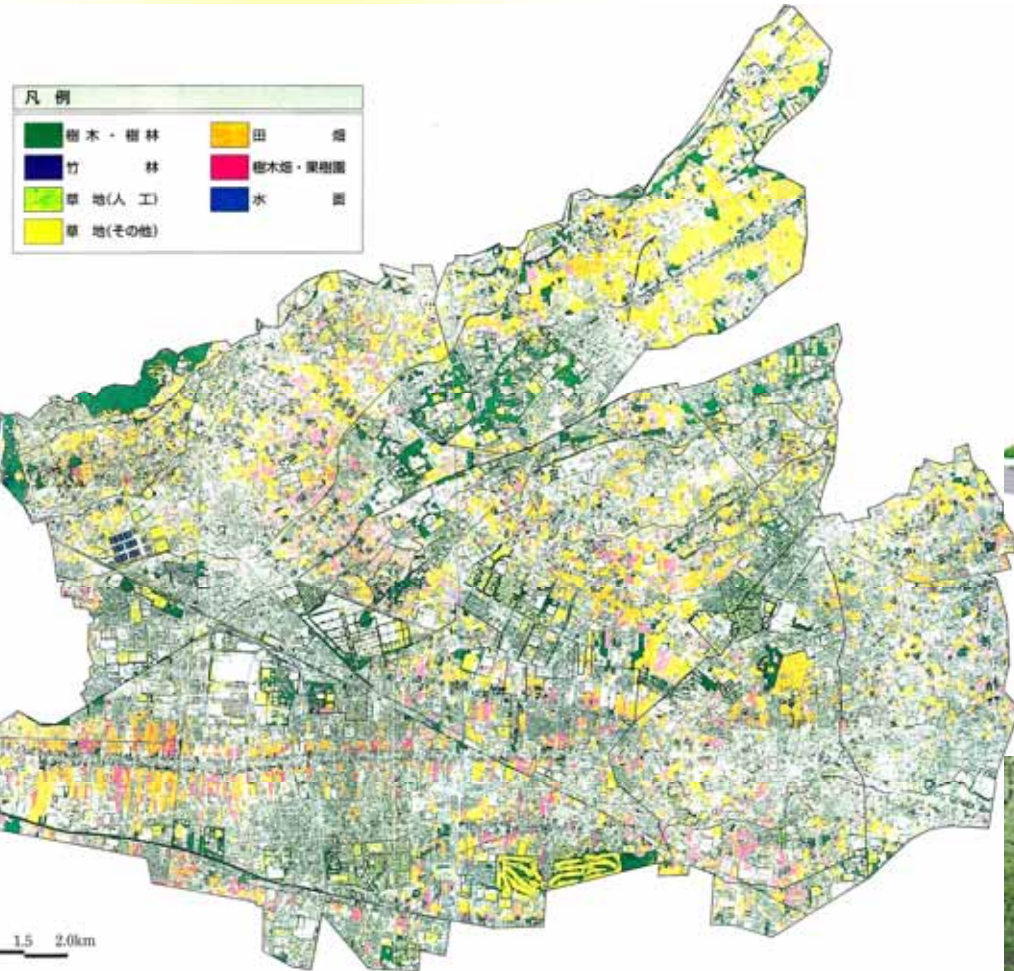
街道に沿って屋敷林をともなう住居が並び、その背後に農地と雑木林が展開していた土地利用形態



緑道のみどり - 2



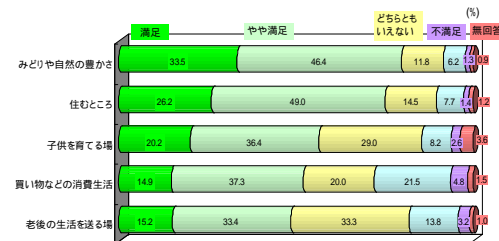
凡例
 樹林地
 農地
 公園・運動場等
 その他緑地
 河川等の水辺



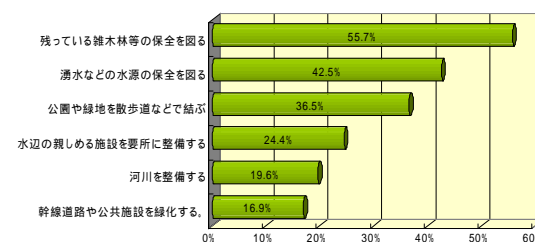
凡例
 樹木・樹林
 竹 林
 農地(人工)
 農地(その他)
 田 畑
 樹木畑・果樹園
 水 面

圏域市民のみどりに関する意識

2004（平成16）年度に実施された「広域行政圏基本計画作成のためのアンケート調査」における「みどりに関する設問」の集計結果は、次のとおりとなっております。



多摩六都の環境の満足度(上位5つ)



水と緑の保全と回復を図るための施策

多摩六都のみどりの課題

1 みどりの保全と活用

圏域市民が期待する生活環境を実現していくためには、多摩六都のみどりの保全に努めるとともに、その活用を図る必要があります。また、多摩六都のみどりについては、圏域市民が主体的に活用方法を考え、管理することができるしくみづくりが必要です。一方、市民農園や体験農園等の取り組みを拡大して、圏域市民の農業に対する理解を深めつつ、農地を保全していくことも求められています。

2 みどりの拠点の整備

都市環境の改善、防災などのみどりの持つ機能をより効果的に発揮させるためには、公園の整備や水辺の親水化を図るとともに、公共施設や河川沿いの緑化なども推進し、多摩六都のみどりの拠点を整備していく必要があります。

3 みどりの連携

圏域市民が自然に親しめる機会や場所を充実するためには、構成市は連携して、多摩六都のみどり豊かな道路やみどりに親しめる散歩道等の整備を行う必要があります。

4 みどりづくりに関する協働

多摩六都のみどりづくりを推進していくためには、市民や企業との協働が重要です。また、圏域市民の知識、技術等のみどりづくりに積極的に活かせるよう、その活動支援に努めていく必要があります。

みどりの将来像が実現された多摩六都

1 みどりが保全・活用されている多摩六都

雑木林や屋敷林、玉川上水や野火止用水などの多摩六都の特徴であるみどりがまもられ、みどりに親しめる場所となっています。さらに、八国山緑地、清瀬緑地などの多摩六都を代表する緑地と農地が保全され、有効に利用されています。

2 みどりの拠点が充実している多摩六都

六仙公園、東伏見公園などの公園の整備、公共施設や駅周辺の緑化、親しみのある水辺が形成され、多摩六都のみどりの拠点が充実しています。

3 みどりが連携している多摩六都

多摩六都のみどりの拠点をつなぐみどり豊かな道路や緑道、多摩六都のみどりに親しめる散歩道が形成され、圏域市民がみどりを楽んでいます。

4 圏域市民等がみどりづくりに参加している多摩六都

圏域市民等が自ら考え、みどりの保全及び創出へ参加し、これらの活動への行政の支援も充実しています。



施策の展開

第二次多摩北部都市広域行政圏計画に取り上げられている施策である「自然と共生するまちづくり」を実現していくためには、多摩六都のみどりを圏域5市が連携して保全し、創出することが必要です。

さらに、保全及び創出したみどりについて圏域市民がひろくみどりに親しめるよう、市民・事業者・圏域5市が積極的にみどりづくりに参画していくことが必要であるため、当圏域のめざす「みどりの将来像」を次のとおり設定しました。

みどりのネットワークが形成された多摩六都

みどりの将来像の実現のために

計画の基本方針

1 みどりの効果的な保全

多摩六都のみどりの効果的な保全・活用を図っていきます。

2 みどりの計画的な創出

多摩六都を代表する公園・緑地などの整備を進めるとともに、親しみのある水辺をつくっていきます。

3 みどりの連携

みどり豊かな道や緑道、多摩六都のみどりに親しめる散歩道をつくり、多摩六都のみどりをつないでいきます。

4 みどりづくりに関する協働

圏域市民等により多摩六都のみどりづくりを進めるとともに、みどりをつくり育てるしくみをつくっていきます。

主要施策

(1) 多摩六都のみどりをまもり活用する

(2) 多摩六都の公園・緑地等をまもり活用する

(1) 特徴ある公園・緑地をつくる

(2) 多摩六都の緑化を進める

(3) 親しみのある水辺をつくる

(1) 多摩六都にみどり豊かな道をつくる

(2) みどりに親しめる散歩道をつくる

(1) 圏域市民等により多摩六都のみどりをつくる

(2) 圏域市民等により緑化を進める

(3) みどりのリサイクルを進める

みどりの効果的な保全

(1) 多摩六都のみどりをまもり活用する

雑木林や屋敷林などの樹林地と農地が一体となった地域、街道沿いにある屋敷林と後背地の農地や雑木林、南沢緑地内などにある湧水、歴史的な資源でもある水路などについては、多摩六都のみどりとして保全し活用していきます。

- 雑木林の保全・活用
- 屋敷林の保全・活用
- 農地の保全・活用
- 湧水の保全・活用
- 水路の保全・活用

(2) 多摩六都の公園・緑地等をまもり活用する

大規模な公園、狭山丘陵の緑地、病院や大学といった大規模施設などの多摩六都のみどりの拠点について、保全し活用していきます。

- 公園・緑地の保全・活用
- 大規模施設のみどりの保全・活用

みどりの計画的な創出

(1) 特徴ある公園・緑地をつくる

多摩六都の大規模公園では、特徴のある公園づくりをめざします。

また、時代のニーズや地域の特性を合わせた多様な公園・緑地の整備をしていきます。

さらに、すべての人に利用しやすいデザイン(ユニバーサルデザイン)の導入などに配慮して、公園・緑地の再整備を推進していきます。

- 多摩六都を代表する公園づくり
- 自然と共生した公園・緑地づくり
- 河川と一体となった公園・緑地づくり
- 避難場所となる公園づくり

(2) 多摩六都の緑化を進める

多摩六都の公園や公共施設などの緑を増やすことにより、多摩六都の緑化を進めていきます。

- 都市公園の緑化
- 公共施設などの緑化

(3) 親しみのある水辺をつくる

人々にやすらぎやうるおいを与えるとともに、良好な都市環境や生態系のために必要な水辺を改善し、親水性を向上させていきます。

- 水辺の改善
- 水辺の親水性の向上



みどりの連携

(1) 多摩六都にみどり豊かな道をつくる

風格ある街路樹の育成とみどり豊かな沿道のまちづくりを進めていきます。

- 道路の緑化
- みどり豊かな沿道のまちづくり

(2) みどりに親しめる散歩道をつくる

みどりに親しめる散歩道づくりや緑道の整備を推進し、みどりの連携を図っていきます。

- 豊かな自然を感じる散歩道の充実
- 水路などを活用した緑道の整備

みどりづくりに関する協働

(1) 圏域市民等による多摩六都のみどりをつくる

圏域市民とともに公園・緑地を整備していきます。

また、公・民が適切な役割分担の下、さまざまな主体により公園づくりを促進していきます。

- 圏域市民によるみどりづくり
- 民間によるみどりづくり

(2) 圏域市民等により緑化を進める

圏域市民等の参加により、公共空間について緑化を進めるとともに、環境学習の場として活用していきます。

- 公共空間の緑化
- 環境学習の推進
- みどりを育てる活動の支援

(3) みどりのリサイクルを進める

不要樹木の活用、落葉や剪定枝などの活用、公園樹木の間伐材等の再利用等により、みどりのリサイクルを進めていきます。

- 不要樹木の活用
- 落葉や剪定枝などの活用
- 公園樹木の間伐材等の再利用